

# 八女市成年後見制度利用促進事業実施要綱

## ○八女市成年後見制度利用促進事業実施要綱

令和3年3月30日

決裁

### 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク推進協議会（第5条—第11条）

第3章 成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク中核機関（第12条—第15条）

第4章 雑則（第16条・第17条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）に基づき実施する八女市成年後見制度利用促進事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（本事業の目的）

第2条 本事業は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある人（以下「本人」という。）を支える重要な手段である成年後見制度（以下「制度」という。）の利用促進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 地域連携ネットワーク 全国どの地域においても制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、地域における相談窓口を整備するとともに、制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みをいう。

（2） チーム 本人の身近な親族、地域の関係者、保健・医療・福祉を担う関係機関、後見人等が一体となって日常的に本人を見守り、本人の意思及び状況を継続的に把握し、必要な対応を行うために形成する支援体制をいう。

## 八女市成年後見制度利用促進事業実施要綱

(3) 協議会 成年後見等開始の前後を問わず、チームに対して法律・福祉の専門職団体又は関係機関が必要な支援が行えるよう、各地域において協議する合議体をいう。

(4) 中核機関 地域連携ネットワークが広報、相談、制度利用促進、後見人支援その他の機能を強化していく上で中核的役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を構築し、発展させるために円滑な協力を得るノウハウを有し、地域における連携及び対応強化を継続的に推進していく役割を担うものをいう。

(地域連携ネットワークの構築)

第4条 市長は、第2条の目的を達成するため、本市の保健、医療、福祉及び司法を担う関係機関と連携し、地域連携ネットワークの構築に必要な体制整備を行うものとする。

2 市長は、地域連携ネットワークにおいて、各地域における権利擁護支援及び制度利用促進の強化に向けた全体構想の設計並びに実現に向けた調整を行うものとする。

### 第2章 成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク推進協議会

(協議会の設置)

第5条 市長は、第3条第3号に規定する役割を担う協議会として、八女市成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第6条 推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 専門職団体及び関係機関の連携強化等に関すること。
- (2) 利用促進要綱第3条第2号に定めるチームへの支援体制に関すること。
- (3) 利用促進要綱第3条第4号に定める中核機関の運営に関すること。
- (4) その他成年後見制度に関すること。

(組織)

第7条 推進協議会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療・福祉関係者

## 八女市成年後見制度利用促進事業実施要綱

- (2) 司法関係者
- (3) 成年後見制度に関し識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第8条 前条の委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 推進協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 推進協議会の庶務は、健康福祉部介護長寿課及び福祉課において処理する。

### 第3章 成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク中核機関

(中核機関の設置)

第12条 市長は、第3条第4項に規定する役割を担う中核機関として、地域連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）における各関係機関との連携及び調整を行う八女市成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク中核機関（以下「中核機関」という。）を設置する。

(中核機関の目的)

## 八女市成年後見制度利用促進事業実施要綱

第13条 中核機関は、第2条の目的に資するため、ネットワークにおいて各関係機関と連携し、ネットワークが担う広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援その他の機能に効果的に取り組む上で中核的な役割を果たすことを目的とする。

(事業の実施)

第14条 事業の主体は、八女市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(中核機関の業務)

第15条 中核機関は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 広報に関する業務

ア 成年後見制度及び中核機関の広報

イ 市民に対する講演会・セミナー等の開催

ウ 地域の各種団体、専門職団体、医療機関及び金融機関等の関係者に対する研修会又は勉強会の開催

エ 関係機関等との連携による効果的な広報の実施

(2) 相談に関する業務

ア 成年後見制度の利用に関する市民からの相談に対応できる体制の整備

イ 地域包括支援センターその他の相談支援機関からの相談に対応できる体制の整備

ウ 潜在化している成年後見制度の利用が必要な人に対して早期に対応できる体制の整備

(3) 成年後見制度利用促進に関する業務

ア 成年後見制度の利用を希望する人の特性又は支援の状況を踏まえた支援方法の検討及び後見等開始の申立ての支援

イ 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、法人後見を行う法人、市民後見人等による成年後見人等候補者名簿の整備及び支援を必要とする人に対する成年後見人等候補者を調整する体制の整備

ウ 市民後見人養成研修及び市民後見人バンク登録者等への継続的な研修の企画・実施及び市民後見人が活躍できる環境の整備

エ 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行

## 八女市成年後見制度利用促進事業実施要綱

### (4) 後見人支援に関する業務

ア 成年後見人等からの相談に対応できる体制の整備

イ 成年後見制度利用者の身近な家族・親族、地域の関係者、保健・医療・福祉を担う関係機関、後見人等で支援体制を形成するチームの構築に必要なとする支援

ウ 専門職を派遣する際に必要となる福岡県弁護士会、福岡県司法書士会及び福岡県社会福祉士会等及びネットワークとの連絡調整

エ 成年後見人等として受任した後の定期的な面談等、成年後見人等の孤立化の防止に必要な支援体制の整備

### (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める業務

#### 第4章 雑則

##### (守秘義務)

第16条 推進協議会の委員及び中核機関の業務に従事している者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

##### (補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。